

事務連絡
令和8年4月9日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「疑義解釈資料の送付について（その2）」の一部訂正について

標記について、別添のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

(別添)

事務連絡
令和8年4月1日

地方厚生（支）局医療課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その2）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第69号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月5日保医発 0305 第6号）等により、令和8年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添6までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

なお、本通知の発出に伴い、「疑義解釈資料の送付について（その2）」（令和8年3月31日保険局医療課事務連絡）は廃止いたします。

【複数手術】

問 104 複数手術に係る費用の特例（平成 30 年厚生労働省告示第 72 号）別表第一に掲げる「~~K 1 5 4－2~~K 5 1 4－2」胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術と「K 5 0 4－2」胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術との組合せ及び「~~K 1 5 4－2~~K 5 1 4－2」胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術と「K 5 1 3－2」胸腔鏡下良性縦隔悪性腫瘍手術の組合せについて、内視鏡手術用支援機器を用いた場合についても適用されるか。

（答）適用される。